

国東市条例第 3 号

国東市景観条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な景観の形成に関する、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行及び良好な景観の形成について必要な事項を定めることにより、本市の特異な地形構造や守るべき自然環境、歴史・文化に配慮した「癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり」を、市、市民及び事業者が協働して推進し、もって魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民及び事業者と連携し良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、良好な景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等に努めなければならない。

4 市は、公共施設（法第 7 条第 4 項に規定する公共施設、公共建築物、標識その他公共の用に供する施設をいう。）の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすように努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活かし、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 景観計画

(景観計画の策定)

第 6 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市の良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(景観計画策定の手続等)

第7条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条で定める手続によるほか、あらかじめ第18条第1項に規定する国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画において、景観計画区域の中でも国東市を特徴づけ、重点的に良好な景観を形成する必要がある地区を景観形成重点地区として定めることができる。

第3章 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に規定する行為を行う者は、当該行為と景観計画との適合を図らなければならない。

(事前協議)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出の内容について市長と協議しなければならない。

(届出対象行為等)

第11条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(届出等を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める届出等を要しない行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表に掲げる区域の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる行為のいずれにも該当しないもの

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による許可を要する行為

(3) 大分県立自然公園条例（昭和32年大分県条例第74号）第13条第4項の規定による許可を要する行為

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為のすべてとする。

(助言又は指導)

第14条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、その他法又はこの条例に基づく処分を行おうとする場合は、必要に応じて国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第16条 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えるとともに、国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(完了届)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

第4章 国東市景観審議会

(設置)

第18条 本市の良好な景観の形成に関する事項について審議を行うため、市長の附属機関として、国東市景観審議会（以下「景観審議会」という。）を設置する。

2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限に属するものと定められた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

第19条 景観審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 市民及び事業者の代表

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第20条 前2条に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 景観相談員

(設置)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為や公共施設の整備についての景観計画への適合その他本市の良好な景観の形成を推進するための技術的指導、助言等を行う専門家として、景観相談員を置く。

2 景観相談員は、良好な景観の形成に関する専門的知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 景観相談員の数は、3人以内とする。

4 景観相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定するとき又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物を指定及び解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項の規定による景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。

(2) 景観重要建造物について必要に応じ、敷地内の除草等を行うこと。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法(昭和25法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第24条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するとき又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木を指定及び解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 25 条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第 33 条第 2 項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木について必要に応じ、枝打ち、せん定、下刈り等を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の病害虫の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のための必要な措置を講ずること。

第 7 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章の規定（第 10 条を除く。）は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている景観計画は、第 7 条の規定により策定された景観計画とみなす。
- 3 この条例の第 11 条の規定により届出が必要な行為のうち、平成 31 年 10 月 31 日までの間に着手する行為については、同条の規定は適用しない。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する

別表資金戦略専門員の項の次に次のように加える

「

景観審議会委員（有識者）	日額 20,000 円
景観審議会委員（一般）	〃 5,000 円
景観相談員	〃 20,000 円

」

別表その他の委員の項中「日額」を「〃」に改める。

別表（第 12 条関係）

区域区分	行為
①一般地域（景観）	(1) 建築物の建築等（法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等を

<p>形成重点地区を除く)</p> <p>②大分空港周辺地区</p> <p>③鶴川地区</p>	<p>いう。以下同じ。) であって、建築物の高さ(増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。)が10メートルを超えるもの、又は、延床面積(増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の延床面積とする。以下同じ。)が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。) であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さ(増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。)が10メートルを超えるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これらに類するもの</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(オ) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(カ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(キ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(ク) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>イ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートルを超えるもの(柵や擁壁が複合している場合にあつては、その合計の高さとする。以下同じ。)</p> <p>ウ 太陽光発電設備の高さが10メートルを超えるもの、又は、パネル面合計面積が1,000平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。) であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であつて、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、かつ、のり面の高さが2メートルを超えるもの</p> <p>(5) 木竹の伐採又は植栽であつて、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの(維持管理のための行為や移植については除く)</p> <p>(6) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に關す</p>
-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>る法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積であって、高さが2メートルを超え、かつ面積が100平方メートルを超え、かつ堆積等の期間が90日を超えるもの</p>
<p>①世界農業遺産モデル地区 ②山岳寺院文化地区</p>	<p>(1) 建築物の建築等であって、延床面積が10平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さ(増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。)が5メートルを超えるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これらに類するもの</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(オ) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(カ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(キ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(ク) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>イ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが1.5メートルを超えるもの(柵や擁壁が複合している場合にあつては、その合計の高さとする。以下同じ。)</p> <p>ウ 太陽光発電設備のパネル面合計面積が10平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であつて、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、かつ、のり面の高さが2メートルを超えるもの</p> <p>(5) 木材の伐採又は植栽であつて、対象行為の高さが5mを超え、かつ、これらの行為を行う土地の面積が300平方メートルを超えるもの(維持管理のための行為や移植については除く)</p>

	<p>(6) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であつて、高さが1.5メートルを超え、かつ面積が50平方メートルを超えるもの</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------